



質問

管理組合の議事録等の書類が多くなってきたので文書整理したいと考えていますが、これらの文書の保存期間について定めたものがありますか。



回答

管理組合の文書の保存期間について法令の定めはありません。
したがって、管理組合それぞれの状況により、商法、税法等の法定保存期間を参考にしながら帳簿、文書の保管期間を規約等に定めておくことが望ましいと思われます。

【参考】協会ホームページ

弁護士藤原みち子先生の

マンション管理お役立ちコーナー

第2回「役員引継時の確認事項等について」

相談事例②

前役員より組合書類の引継を受けましたが、管理室倉庫は過去の書類で満杯になってしまったため、理事会で組合書類の処分を検討しています。管理組合が保存すべき書類について法律的な保存期間の定めはありますか？

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。